

障害のある学生の修学・就職支援促進事業 審査要項

障害のある学生の修学・就職支援促進事業において支援する事業の選定に係る審査は、本審査要項により行うものとする。

I 審査方法

審査は、外部有識者からなる「障害のある学生の修学・就職支援促進事業委員会」（以下「委員会」という。）において、「書面審査」及び必要に応じて行う「面接審査」により行い、これに基づく合議審査により選定候補事業を決定する。

文部科学省は、委員会の決定を十分尊重し、選定事業を決定する。

1 書面審査

委員は、申請書に基づき書面審査を行う。審査にあたっては、「II 審査方針」の評価項目及び評価基準に留意しつつ、評価を行う。

2 面接審査

委員は、申請書及び書面審査の評価結果に基づき面接審査を実施する。面接審査は、書面審査の後、必要に応じて実施する。

面接審査の実施方法については別に定める。

3 委員会における合議審査

書面審査及び面接審査の結果に基づき、委員会の合議審査を行い、選定候補事業を決定する。

II 審査方針

1 評価項目

選定にあたっては、以下の点に留意して審査を行う。

①【障害学生支援の留意点等を共有化するプログラムの構築】

複数の大学等のネットワークや既存の障害学生支援ネットワーク等による取組等を活用し、障害のある学生への修学・就職支援の留意点等を共有化するプログラムを構築させる事業となっているか。

- ◎ 構想・計画された共有プログラム構築に係る内容は、本プログラムの目的に照らし適切か。

②【組織的ネットワークの構築】

大学等、福祉や労働行政機関、障害者支援団体、企業等との組織的なネットワーク構築の推進が図られる事業となっているか。また、障害のある学生にとって就職後のイメージを確立できるようなロールモデルの事例の収集・提供を行う事業となっているか。

- ◎ 構想・計画されたネットワーク構築の推進に係る内容やロールモデルの事例の収集・提供に係る内容は、本プログラムの目的に照らし適切か。

③【大学等からの相談への対応】

複数の大学等のネットワークや既存の障害学生支援ネットワークを活用し、大学等（在籍する障害のある学生等を含む）からの支援方法や支援体制等の相談に対して、専門的な助言を行う事業となっているか。

- ◎ 構想・計画された大学等からの相談への対応に係る内容は、本プログラムの目的に照らし適切か。

④【成果の集約、普及・展開】

得られた知見等の成果を集約し、全国の大学等に普及・展開を行う事業となっているか。

- ◎ 構想・計画された成果の集約内容や普及・展開方策は本プログラムの目的に照らし適切か。

⑤【事業目的、目指すべき姿】

申請する事業の目的や目指すべき姿が明らかにされているか。

- ◎ 事業目的や目指すべき姿は本プログラムの目的に照らし適切か。

⑥【事業の広域的な広がり】

事業が特定の大学や地域に限定されることなく、広域的な広がりを想定した構想・計画となっているか。

◎構想・計画された事業は、事業目的に照らして適切な広がり期待できる内容となっているか。

⑦【学生、大学、社会のニーズに応える工夫】

学生、大学、社会のニーズを不断に収集・分析できる工夫や、それを踏まえた柔軟な事業展開を図ることができる工夫が構想・計画されているか。

◎構想・計画されたこれらの工夫は適切か。

⑧【連携体制・マネジメント体制】

事業を効果的に運営していくために、代表校を中心として連携校や参加機関・参加企業等との連携体制や事業のマネジメント体制が明らかにされているか。また、これらの機関の役割分担や協力内容についての考え方が明らかにされているか。

◎構想・計画された連携体制やマネジメント体制、関係機関の役割分担や協力内容についての考え方は適切か。

⑨【達成目標（アウトプット・アウトカム）の設定と自己評価】

公募要領で示した【A】①～④の推進について、その進捗状況を明確化する観点から、①～④それぞれに関する定量的な指標を用いた達成目標（アウトプット・アウトカム）が設定されているか。また、現状分析に基づいて申請事業独自の達成目標（アウトプット・アウトカム）も設定されているか。特に、④の成果の集約や普及・展開については、単にウェブサイトに掲載するだけでなく、普及・展開をどのように行っていくかが設定されているか。

◎設定された指標や達成目標は意欲的かつ適切か。

これらの達成目標を用いて、自己評価を実施し、柔軟に事業を改善できる工夫や仕組みが構想・計画されているか。

◎構想・計画された自己評価の工夫や仕組みは適切か。

2 書面審査における各評価項目の評価

書面審査においては、1の各評価項目について、以下の基準に基づく5段階

の評価を行う。

(基準)

- A : 非常に優れている B : 優れている C : 妥当である
D : やや不十分である E : 不十分である

Ⅲ その他

1 開示・公開等

- (1) 選定に係る委員会の議事及び会議資料は原則として非公開とする。
- (2) 選定された事業は、文部科学省ウェブサイトへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。
- (3) 委員会の委員の氏名は審査終了後の適切な時期に公表することとする。

2 利害関係者の排除

委員は、利害関係を有する大学等から申請がある場合は、その旨事務局に申し出ることとし、自己の関係する申請の審査を行わないものとする。

また、委員会における当該申請の個別審議に加わらないこととする。

(利害関係者と見なされる場合の例)

- ・ 委員が当該大学等の専任又は兼任の教職員として在職（就任予定を含む）している場合
- ・ 委員が当該大学・学校法人等の役員として在職（就任予定を含む。）している場合
- ・ その他委員が中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される場合

3 情報の管理、守秘義務、申請書の用途制限等

- (1) 委員は、審査の過程で知り得た個人情報及び大学等の審査内容に係る情報について外部に漏らしてはならない。
- (2) 委員は、審査の過程で不公正な働きかけがあった場合は、すみやかに文部科学省に報告しなければならない。
- (3) 文部科学省は前項の報告を受けた場合は、適切に対処しなければならない。
- (4) 委員は、審査の過程で取得した情報（申請書等各種資料を含む）について他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- (5) 審査資料等は、取組の選定を行うことを目的とするものであり、委員はその目的の範囲内で使用する。

【審査手順（選定までの流れ）】

